

男女共同参画青少年課

1 男女共同参画施策の総合企画及び連絡調整

男女共同参画社会の実現を目指して、「第5次おかやまウィズプラン」に基づく各種施策を推進する。

(1) 第5次おかやまウィズプランの推進

3つの基本目標と14の重点目標に沿って、25項目の数値目標を掲げ、「男女が共に輝くおかやまづくり」に向けた施策を総合的かつ計画的に実施する。

(2) 施策の進捗状況の公表

岡山県男女共同参画の促進に関する条例第9条の規定により、プランの進捗状況を取りまとめた年次報告書を作成、公表する。

(3) 岡山県男女共同参画審議会の運営

男女共同参画社会の実現に関する重要事項について調査審議等を行うため、条例第24条の規定により設置した、学識経験者10名、公募委員5名からなる審議会を運営する。

2 男女共同参画社会の基盤づくり

固定的な性別役割分担や偏見などにつながっている社会制度や慣行の見直しについて、社会的合意を得ながら意識改革を進めていく。

(1) 意識啓発

ア 男女共同参画推進月間（11月）における啓発（男女共同参画社会づくり表彰、各種啓発事業等）

イ 啓発資材の作成・活用

(2) 市町村との連携

市町村と連携し関係施策の円滑かつ効果的な推進を図るとともに、男女共同参画に関する基本計画の改訂や施策の推進に当たって必要な情報提供を行うなど、市町村の取組を支援する。

(3) 地域男女共同参画推進事業

県内全域で、地域における男女共同参画に係る活動を積極的に推進していくため、団体に委託して実施する。

3 男女の人権が尊重される社会の構築

性別や年齢などにかかわらず、一人ひとりの人権が尊重されるよう、男女間のあらゆる暴力の根絶をはじめ、情報化社会における男女の人権の尊重、生活困難を抱える人々への支援などを実施する。

(1) DV被害防止対策強化事業

新型コロナウイルス感染症の影響などにより、被害の潜在化や深刻化が懸念されているこ

とから、SNSを活用したプッシュ型のアプローチを行うことで、早期にDV被害を認識してもらい、支援機関への相談を促すとともに、相談や支援を行う専門職員の資質向上を図るなど、地域のセーフティネットの強化に取り組む。

ア SNSを活用したプッシュ型アプローチ事業

イ 資質向上・連携支援事業

ウ DV被害者等セーフティネット強化パイロット事業

(2) 配偶者等からの暴力防止啓発等

ア 岡山県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（県DV防止基本計画）に基づき、広報・啓発や、被害者の保護と自立支援に取り組む。

イ 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う休業の増加や外出機会の減少等により、全国的に配偶者等からの暴力の増加や深刻化も懸念されることから、コンビニエンスストアやスーパーなどDV防止啓発ステッカーを設置するなど、DV相談窓口の周知を図るとともに迅速かつ適切な相談対応に取り組む。

ウ 若者に対するデートDV相談窓口の周知等普及啓発、将来的なDVの発生の未然防止を図るための小学生も含めた若年時からのDV防止啓発を実施する。

エ 女性に対する暴力をなくす運動期間（11/12～25）に合わせて集中的に啓発活動を実施する。

(3) 市町村等の支援体制の強化

ア 被害者にとって最も身近な行政主体である市町村の相談体制を充実するため、市町村に対して支援センターの設置や女性相談員の配置を働きかけるとともに、市町村のDV対策の取組を支援する。

イ 県DV防止基本計画に基づき、DV被害者の支援者・支援団体の育成に努めるとともに、DV被害者の保護及び自立支援を民間団体と協働で実施し、関係機関との意見交換及び課題検討を通じ、総合的な対策を講じる。

ウ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）でDV被害者についての通報規定がある医療関係者向けの対応ガイドラインを活用し、医療現場等におけるDV被害者支援を図る。

4 男女が共に活躍する社会づくり

あらゆる分野における女性活躍の推進や雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保など、男女が共に活躍する社会づくりを進める。

(1) おかやま☆女性活躍☆生き生きパッケージ

「オール岡山女性活躍推進プラットフォーム」における人材育成、企業へ専門家を派遣するアウトリーチ型支援等を通じて、男女が共に活躍できる社会づくりを推進する。

ア 「オール岡山女性活躍推進プラットフォーム」における人材育成

企業の実務担当者等をメンバーとするプラットフォームにおいて、企業内で女性活躍やワーク・ライフ・バランス等の取組を進める人材を育成するとともに、取組事例などを情報発信する。

イ 専門家派遣によるアウトリーチ型支援等

社会保険労務士などの専門家を企業へ派遣し、男女共同参画の実現に向けた企業の取組を支援したり、悩みや不安を抱える女性向けの交流会や男性の家庭生活参画促進セミナーを実施する。

5 男女共同参画推進センター（ウィズセンター）

男女共同参画を推進するための総合拠点施設として、国・市町村をはじめ、県民、ボランティア・NPO、事業者・企業など、様々な主体と連携・協働して、事業を実施する。

また、DV防止法に基づく配偶者暴力相談支援センターとして、DV被害者からの相談に対応するとともに、DVの予防啓発等を行う。

(1) 情報収集と提供

図書やDVDの貸出し、人材情報等、男女共同参画に関する情報の収集・提供、SNS等を活用した情報発信を行う。

また、女性の職業能力を高めるための知識・技術の習得やチャレンジしたい女性への情報提供等を行う。

(2) 相談

生き方、家族・夫婦の悩みなど、様々な問題の相談に応じるため、女性相談員による一般相談（電話及び面接）、男性相談員による男性のための相談（電話）、弁護士や医師による特別相談（法律・こころ）を実施する。

(3) 啓発事業の実施

ア 男女共同参画ゼミナール事業

男女共同参画の視点を持った地域リーダーを養成し、そのネットワークづくりを推進する。

イ ウィズカレッジ事業

男女共に参加しやすい講座、男性・若い世代に着目した講座、女性の多様で柔軟な働き方やワーク・ライフ・バランスの実現に資する講座等を開催する。また、職員による出前講座、来所講座を行う。

ウ DV対策事業

DVに関する理解を深めた「ストップDV！啓発サポーター」を養成するとともに、実務担当者を対象とした専門性の高い研修を実施し、地域に根ざした活動の強化を図る。

また、男女間のあらゆる暴力を許さない社会環境づくりに向け、意識啓発を図る。

エ 男女共同参画推進月間事業

男女共同参画への関心と理解を深めるため、広く一般県民に向けた講演会を開催する。

また、男女共同参画の推進に取り組んでいる登録団体等が実施する事業を支援し、活動の促進を図る。

6 青少年総合対策の推進

すべての子ども・若者の健やかな成長と自立・活躍に向けて、第3次岡山県子ども・若者育成支援計画（計画期間：令和4年度～令和6年度）に基づき、各種施策を推進する。

(1) 岡山県青少年問題協議会の運営

地方青少年問題協議会法の規定による青少年の育成等に関する総合的施策の樹立についての調査審議及び意見具申を行う。

(2) 岡山県青少年健全育成審議会の運営

岡山県青少年健全育成条例の規定による優良図書の推奨や有害図書の指定等の調査審議及び意見具申を行う。

(3) 青少年総合対策推進会議の開催

青少年対策に関する情報交換及び総合調整を行い、事業の推進を図る。

(4) 青少年対策マトリックスによる連携推進

ア 本庁

青少年の健全育成及び非行防止対策をより総合的、一体的に推進するため、知事部局、教育委員会及び警察本部によるマトリックスを男女共同参画青少年課に置き、啓発活動の一元化や関係事業の総合調整を図る。

イ 地域マトリックス

県民局、教育事務所、警察署を中心とした地域マトリックスを県民局地域づくり推進課に置き、地域の実情に即した青少年対策を総合的に推進する。

7 すべての子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた支援

子ども・若者の健やかな成長のための基礎づくりや社会の変化に対応できる力の育成、交流や体験活動等を通じた社会性・自立性の確立などに取り組む。

(1) 子ども・若者の自立を育む多様な交流

次代を担う青少年が自然とのふれあいや団体生活を通じて、真の友情や人間本来の生き方を追求する場として「岡山県青少年の島」（瀬戸内市黒島、倉敷市六口島、笠岡市梶子島）を設置している。

8 困難を有する子ども・若者やその家族への支援

新型コロナウイルス感染症の影響も受け、社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者の問題は深刻な状況にあり、様々な問題が複雑に絡み合っていることが多いため、一人ひとりの状況に応じた適切な支援に取り組むとともに、関係機関・団体等が連携した総合的な支援に取り組む。

(1) ニート・ひきこもりの若者の支援

ニートやひきこもりなど、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者の支援をより身近な市町村で組織的に対応するため、各市町村における子ども・若者育成支援計画の策定及び子ども・若者支援地域協議会など困難を有する子ども・若者を支援する連携体制の整備に向け、助言・働きかけを行う。また、高等学校等との連携により中途退学者等の情報を把握し、青少年総合相談センターに配置している専任コーディネーターとおかやま子ども・若者サポートネットが連携して早期のケアを実施する。

(2) 青少年の非行防止

ア 広域補導の実施

青少年の非行に広域的に対応するため、岡山県広域特別補導協議会に助成し、中高校生に対する列車、バス補導及び各地の催しでの補導を行う。

イ 青少年育成（補導）センターとの連携

青少年育成（補導）センターとの連携により、街頭補導、少年相談など非行防止活動の促進に努める。

9 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援

将来の予測が困難な時代が到来する中において、グローバルな視点を持って未来を切り拓くことができる人材の育成に取り組む。

(1) グローバル社会で活躍する人材の育成

グローバル人材の育成を目的とした内閣府主催の青年国際交流事業（「国際社会青年育成事業」、「東南アジア青年の船事業」等）に県内青年を派遣するため、募集・選考を行う。

10 子ども・若者とともに育つ地域・社会づくり

家庭や地域、学校等が連携して、子ども・若者の健やかな成長を支えるとともに、子ども・若者を取り巻く社会環境の整備を推進し、子ども・若者とともに育つ地域・社会づくりに取り組む。

(1) 家庭における教育力の向上

ア 青少年健全育成に向けた講師派遣事業

家庭、地域の教育力の向上を図るため、青少年健全育成活動に取り組む各種団体等が開催する講座、研修会又は講演会等に青少年健全育成の分野において専門的知識及び経験を有する講師を派遣する。

イ スマホ・ネット問題解決タスクフォース

携帯電話事業者も参画した官民一体の検討チームにおいて、フィルタリングの徹底や家庭でのスマホ等のルールづくりの重要性等についてより効果的な手法を検討、実践し、青少年のスマホ・ネットの適切な利用に向けた対策に取り組む。

(2) 地域における教育力の向上

ア 青少年健全育成県民運動の推進

7月、11月及び3月を「青少年健全育成強調月間」と定め、青少年の健全育成と非行防止について、より一層県民の理解を深めるため、(公社)岡山県青少年育成県民会議等の関係機関・団体と一体となった、県民総ぐるみの運動を集中的に展開する。

イ 青少年相談員

青少年を地域で見守り、青少年が気軽に相談できる窓口として、地域の方を青少年相談員として登録し、学校と地域のつなぎ役として活動してもらう。

ウ 善行・優良事例の顕彰（「岡山県わかば賞」）

人間性豊かな青少年を育てるとともに、明るい地域社会をつくるため、青少年の善意ある行為、勇気ある行為など、他の青少年の模範となる行為を「岡山県わかば賞」として顕

彰する。

(3) 子ども・若者を取り巻く社会環境の整備

ア 青少年健全育成条例

教育、警察等関係機関と連携し、立入調査による関係業者等への周知・指導等あらゆる機会を捉えて青少年健全育成条例の周知を行う。

また、青少年健全育成条例に基づき、優良図書、優良興行等の推奨並びに有害図書、有害興行等の指定を行うとともに、立入調査員を指定し、年間の随時調査に加え、青少年健全育成強調月間中の一斉立入調査等により、青少年にとって良好な環境づくりに努める。

イ 青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例

県民や関係者に条例の周知・広報を行うとともに、条例の遵守状況を確認するため、携帯電話販売店等に対する立入調査を実施する。

11 相談体制の充実

青少年総合相談センターにおいて、子ども・若者やその家族が相談しやすい体制を充実するとともに、関係機関との連携を強化する。

(1) 相談体制の充実

ア 青少年総合相談センターの運営

青少年総合相談センターにおいて、いじめ、不登校、非行等に関する相談、指導等を総合的に行う。

<相談窓口一覧>

- 「総合相談窓口（すこやか育児テレホン）」（県民生活部男女共同参画青少年課）
- 「教育相談」「進路相談」（教育庁人権教育・生徒指導課）
- 「子どもほっとライン」（教育庁生涯学習課）
- 「ヤングテレホン・いじめ 110 番」（警察本部少年課）

イ 青少年相談の充実強化

高校中途退学者等がニート・ひきこもりへ移行しないよう、早期対応するため、青少年総合相談センターに専任コーディネーターを配置し、相談支援を実施するとともに、困難な相談内容に対応するため、公認心理師を配置し、専門相談を実施する。

また、「おかやま子ども・若者サポートネット」を構成する機関等が参加する研修会や事例研修等を通じて、専門的機能を高めるとともに、きらめきプラザ内に集約された相談機関をはじめ、「おかやま子ども・若者サポートネット」の各支援機関等との連携強化を図る。

ウ SNS相談の試行

青少年のコミュニケーションツールの変化などを踏まえ、青少年にとって、より相談しやすい環境づくりに向け、青少年総合相談センターにおいて、SNSによる相談を試行する。